

各務原市水道事業公告第2号

各務原市水道事業は、一般競争入札により機械を売り払うことについて、次のとおり公告する。

令和7年11月25日

各務原市水道事業

代表者 各務原市長 浅野



1 売払い物件の名称・製造会社・形式・予定価格（入札申込の最低価格）

1号物件 ミニショベル 日立建機株式会社 EX20UR-3

352,000円

2号物件 ミニホイールローダー 三菱重工業株式会社 WS310

770,000円

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から2年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者

3 入札参加申込・入札の方法

(1) 受付期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月10日（水）まで（市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

必要書類は、受付期間内に直接持参するか書留郵便で提出すること。

(2) 受付場所又は送付先

各務原市三井東町4丁目32番地

各務原市水道部水道施設課（各務原市水道事業庁舎2階）

（3）提出書類

入札書、誓約書その他必要書類

4 入札保証金

入札金額の100分の5以上に相当する金額とする。ただし、誓約書を提出した者に限り免除とする。

5 入札書に記載する金額

入札金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、物件の売払いに伴って発生する費用は、含まないものとする。

6 開札日時・場所

令和7年12月12日（金）午前9時から 各務原市水道事業庁舎3階大会議室

7 入札の無効

各務原市契約規則（昭和39年規則第9号）第14条各号のいずれかに該当する場合又は虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

8 落札者の決定

予定価格以上で最高価格をもって応札した者を落札者とする。

9 くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価格の入札をした者が複数名いるときは、直ちに当該入札者によるくじ引により落札者を決定する。

10 契約の締結

落札者との売買契約は、市長が指定する日までに、別に定める水道事業用機械売買契約書により契約を締結しなければならない。

1 1 違約金

落札者が、落札者の責により期限内に契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額を各務原市水道事業に支払うこととする。

1 2 代金の支払方法

売買代金は、売買契約締結の日から市長が指定する日までに、一括納付とする。

1 3 入札に必要な申請書類等の交付場所及び問い合わせ先

各務原市水道部水道施設課（各務原市水道事業庁舎2階）

電話 058（383）7149